

令和8年度小田原市立大窪小学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止等に関する学校の基本的な考え方

(1) いじめ対策の基本理念

【いじめの定義】

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。

（「いじめ防止対策推進法」より）

いじめは、いじめを受けた児童の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある、人として決して許されない行為である。

「いじめは、どの学校・どの学級・どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組んでいく。

本校は小規模校で、児童が学年を超えて仲よく交流し、地域があたたかく児童を見守り育てている学校である。ただ、いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、なかなか発見しにくいものであると言える。学校・家庭・地域が一体となって、本校児童が楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校を作るために、「大窪小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

※以下、「学校いじめ防止基本方針」という。

(2) いじめ防止等に関する基本的な考え方

本校における「いじめ防止のための基本姿勢」として、以下の5点をあげる。

- ①いじめは、人の尊厳を損なう絶対に許されない行為として、全教職員でいじめの防止に取り組む。
- ②児童・教職員の人権感覚を高め、児童と児童、児童と教職員をはじめとする温かな人間関係を築く。
- ③人権を尊重し道徳心や規範意識を高める教育を通して、「いのちを大切に作る心」や「他者を尊重し、多様性を認め合う、思いやる力」を育む。
- ④いじめを早期に発見できるよう様々な手立てを講じ、早期対応を図る。
- ⑤いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく保護者・地域そして関係機関との連携を深める。

2 いじめ防止等に関する内容

(1) いじめの未然防止のための取組

児童に対して

- ・家庭や学校において、児童の発達段階に応じた道徳観や規範意識などを身につけさせ、「いのちを大切に作る心」や「他者を尊重し、多様性を認め合う、思いやる力」を育む。

→家庭でのしつけ、学校での全教育活動を通しての道徳教育

- ・一人一人がかけがえのない存在であるという意識が持てるよう、児童が居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係を深める。

→児童を大切にしたい学級経営の推進

- ・児童一人一人の違いを理解し、違いを認め合えるよう、人権感覚を養い、「いじめは決して許されない」という風土をつくる。

→道徳教育・学級活動の充実

- ・発達障害やその傾向がある児童に対しては、「特別視」ではなく互いの特性に合った「個への支援の工夫」という理解を深めさせ、ともに助け合って伸びていこうとする集団づくりをしていく。

→「共生」の考え方を育む

- ・集団づくりのスキルを学んだり、対人関係のトラブルに対応したりできるよう、エクササイズやトレーニングを行う。

→「Y-P アセスメント」を活用した早期発見、未然防止

学校全体の取り組みとして

全教育活動を通して、インクルーシブな学校づくりを行う。

- ・わかる授業を行い、基礎基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を育てる。

→授業改善・校内研究の推進

- ・児童会活動や縦割りのわんぱくグループ活動等を活用し、児童の自発的・主体的な活動を支援する。

→児童による自治的活動の充実

- ・道徳教育推進計画の中で、児童の実態を考え、本校の重点項目を学年・ブロック毎に掲げて取り組む。

→道徳年間計画別葉に位置づける

- ・公共のルール・マナー、「学校のきまり」や学級のルールを守るといった規範意識を醸成する。

→学級指導や朝会での児童指導部の話

- ・あいさつ運動を推進し、仲間づくり、絆づくりにつなげていく。

→年間を通したあいさつ運動の推進

- ・児童一人一人が、好ましい人間関係を築けるように、コミュニケーション能力の育成に努める。

→日々の表現活動（スピーチ活動、学習の中のきき合い等）

- ・わんぱくグループ活動を通して、異学年との関わり方を学び、他者への思いやりの気持ちを育てる。

→清掃、わんぱくグループ遊び等

- ・児童が自己肯定感・自己有用感を感じることができるよう、児童のかんばりを認め、タイミングを逃さずその都度褒め、小規模校だからこその「みんなで見守り育てる」態勢で接していく。

→委員会活動、わんぱくグループ活動等での担当教師の見取り
（「いいことみつけ」の活用）

- ・情報モラル教育の一層の充実に取り組む。

→「携帯電話教室」4、6学年

- ・東日本大震災や福島第一原子力発電所での被災等について、児童が理解を深め、考えることができるよう指導していく。

- ・いじめに関する校内研修を開催し、教職員の人権感覚を磨き、児童への言動に注意するとともに、いじめに対する理解を深め、指導力の向上を図る。

- ・いじめを受けた子どもやいじめを行った子どもだけでなく、すべての子どもに対し、いじめを誰かに知らせる勇気を持ち、いじめをしないよう全教職員が指導していく。

- ・いじめは、単に謝罪をもって安易に解消している状態と判断することはできない。いじめが解消している状態と判断した場合でも、いじめを受けた子ども及びいじめを行った子どもを日常的に注意深く観察していく。

家庭・地域・関係機関との連携

- ・いじめの背景にある、児童が抱えている学業や家庭環境、人間関係にまつわるストレス等の要因に着目し、本人や保護者との教育相談等連携をしながら、そのストレスの改善を図る。

- ・人間関係づくりやコミュニケーションが苦手な児童は、うまく集団に馴染めなかったりすることがある。そのストレスに適切に対処できる力を育てていくために、関係機関とも連携していく。

- ・児童が自己肯定感・自己有用感を感じることができるよう、家族や大人たちとのふれあいの機会を増やし、児童の育ちに関心を持ち、褒め励ます。

- ・いじめは、学校に限らず様々な場所で起こることをふまえ、「いじめ問題」の未然防止・早期発見・早期解決に対しては、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であ

ることを伝え、理解と協力を求める。

- ・インターネットを通じたいじめへの対策としては、保護者への情報モラル教育の啓発活動も必要である。所持率、利用内容等の状況を把握し、指導に役立てる。携帯電話教室への保護者の参加を呼びかけ、常に新しくなる情報機器の機能やそれに伴う危険等への対応策を職員研修で学んだことを伝えていく。
- ・保護者や地域住民に、いじめの定義を周知していく。

(2) いじめの早期発見のための取組

《兆候を見逃さないために》

- ・日頃から、児童の様子について、担任をはじめ多くの教職員が見守り、気づいたことを共有する場を設ける。
- ・児童の表情や態度の変化に気づいたら、声かけをする、相談に乗る等の適切な対応をする。日頃から信頼関係を構築し、困った時に相談しやすい雰囲気努める。
- ・教育相談週間を設定し、児童・保護者が向かい合って相談し、実態把握に努める。

【定期的な教育相談】

- ①教育相談・・・4, 5月（希望者）
- ②児童との学習相談日・・・6月（全児童対象、1人10分程度）
- ③保護者との教育相談・・・7月（全家庭対象）、12月（希望者）
- ・児童・保護者がいじめに関していつでも相談できるよう、担任とともに対応する「いじめ相談担当」を設置し、周知するための工夫をする。
- ・アンケート調査等を活用し、定期的に児童の人間関係や学校生活等の悩みなどの把握に努め、ともに解決していこうとする姿勢を示し、安心感を持たせる。

【定期的アンケート実施計画】

- ①Y-Pプログラム・・・6月と12月の2回
- ②学校生活アンケート（いじめ）・・・6月と12月の2回
- ③学校評価アンケート・・・7月と12月の2回
- ・いじめに関するアンケートの集計結果をまとめ、児童指導委員会で実態把握に努め、対策を確認していく。

(3) いじめの早期解決のための取組

- ・いじめの疑いや相談があった場合は迅速に対応し、いじめの解決（事実確認を含む）に向けては、担任が抱え込まずに、組織としてきめ細かな対応をするために、早期に「いじめ防止対策委員会」が取り組む。
- ・いじめ被害児童を最後まで守り通すという認識のもと、訴えを親身になって聞き、すぐに安全確保に努め、被害を食い止める。
- ・いじめ加害児童に対しては、いじめは決して許されない行為であることを適切かつ毅然

と指導する。また、いじめ行為に至る背景を把握し、今後繰り返さないために助言や支援を行う。

- ・ いじめの際の観衆や傍観者の児童にも、いじめを許さない集団づくりについて話し合い、指導する。
- ・ 事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学校での指導、家庭での対応の仕方等、ともに連携し合っていくことを伝える。
- ・ 深刻ないじめや暴力行為等の場合には、よりよい解決の方向性を見出すために、警察・児童相談所・青少年センター・教育委員会等、関係する専門機関との連携が必要になる。早めの相談を積極的に行うことで、早期解決に努める。
- ・ いじめの調査結果について、被害児童、保護者への適切な情報提供を行う。
- ・ 特に配慮が必要な児童に係るいじめについては、当該児童への適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。
- ・ いじめを受けた児童、行った児童が異なる学校に在籍している場合は、教職員全体の共通理解、保護者の協力のもと、関係する専門機関と連携して取り組む。

3 いじめ防止対策のための組織（いじめ防止対策委員会）の設置および具体的な取組

(1) 組織の設置（いじめ防止対策委員会）

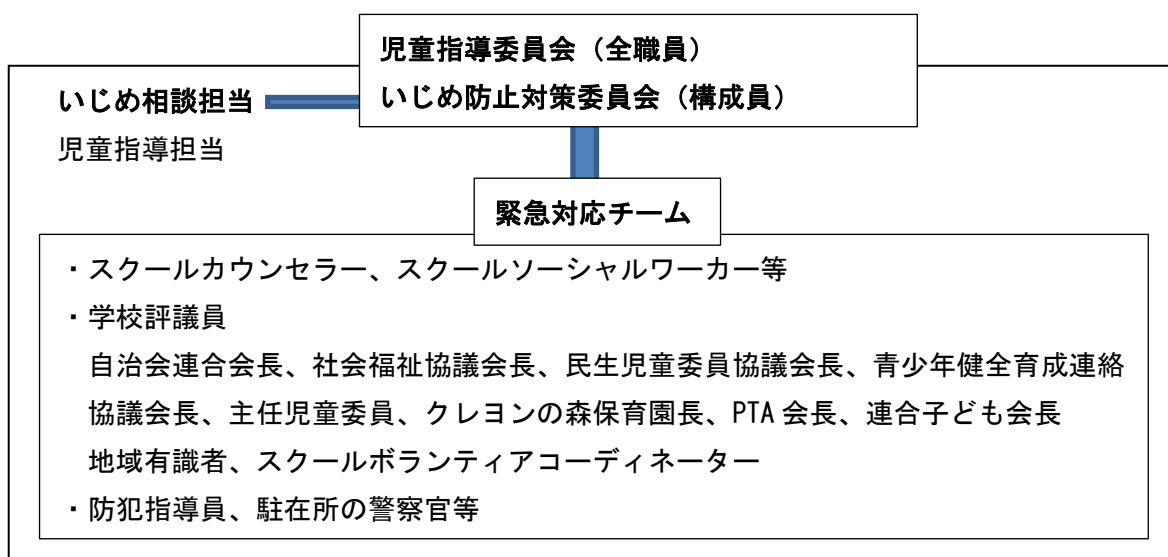
いじめ防止対策を実効的に行うため、校内常設の組織として「いじめ防止対策委員会」を設置する。

(2) 組織の構成員

校長、教頭、教務主任、児童指導担当、教育相談コーディネーター、養護教諭、担任、関係職員

※協議や対応する内容に応じて、組織の構成員は柔軟に定める。

※いじめ事案発生時には、事案に応じて「緊急対応チーム」を招集する。



(3) 組織の役割

週に1回の情報交換会と隔月に1回の生活指導の定例会をもつ。いじめ事案発生時には緊急開催とする。

- ①いじめの早期発見に関すること。(アンケート調査、教育相談等)
- ②いじめ防止に関すること
- ③いじめ事案に対する対応に関すること
- ④いじめが心身に及ぼす影響やいじめの問題に関する児童の理解を深めること

(4) 年間計画(別紙)

4 重大事態への対処について

(1) 重大事態

【重大事態とは】

- ①いじめを受けていた児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合(児童が自殺を企画した場合等)
- ②いじめを受けていた児童が、そのため相当の期間欠席を余儀なくされている疑いがあると認める場合(不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、一定期間連続して欠席しているような場合は、その目安にかかわらず、迅速に調査に着手する)
- ③児童やその保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったとき(重大事態が発生したものとして調査にあたる)

(2) 重大事態発生の調査・報告

- ①発見者→担任→学年主任→いじめ窓口(児童指導担当)→教頭→校長
- ②校長→小田原市教育委員会

※重大事態発生時には、迅速に臨機応変に対応する。

いじめ事案の発生時は、直ちに「いじめ防止対策委員会」を開き、事案に応じて「緊急対応チーム」を招集し、構成員・班を編成し対応する。

※直ちに市教育委員会への報告を行い、その事案の調査を行う主体等について指導・助言を受ける。

学校が調査の主体となる場合の対応

- ①直ちに、いじめ防止対策委員会による調査体制を整える。(調査班・対応班等)
- ②事実関係を明確にするため、直ちに班で対応・調査し、被害児童や保護者・周囲児童・加害者等への聴取をし、情報の収集・記録・共有をしていく。
- ③調査結果を市教育委員会に報告する。
- ④市教育委員会の指導・助言を受けながら必要な措置をとる。

市教育委員会が調査の主体となる場合の対応

必要な資料提出など、調査に協力する。

(3) 児童、保護者への情報提供

いじめを受けた児童や保護者に対して情報提供を行うにあたっては、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、個人のプライバシーに配慮し、適時・的確に情報提供を行う。

(4) フローチャート（別紙）

5 その他

(1) 学校基本方針の点検と見直し等

いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、「大窪小学校いじめ防止基本方針」を次のように公表・点検・評価・見直しをする。

- ①ホームページで、「学校いじめ防止基本方針」を公表する。
- ②年度毎に、校内でいじめに関する統計や分析を行い、対応をしていく。
- ③年度毎に、職員が、児童が、保護者が、そして学校評議員等の学校関係者の協力も得ながら、それぞれいじめ問題への取り組みを評価する。
- ④いじめに関する点検・評価に基づき、「学校いじめ防止基本方針」の見直しを図る。

